

## 104) Aさんの終活関連 Q&A

\* Aさんは最近ご夫婦で London の日本人弁護士の居る法律事務所を通じて英文遺言書を作成

\* ご夫婦二人の遺言書作成費用は  $£ 450 \times 2 = £ 900$

その関連でAさんとその日本人弁護士と以下のQ&Aが有り、私からのコメントと共に紹介

## 104) Aさんの終活関連 Q&A

Q 日英両国に相続財産があると、相続税の申告はどうすれば良いのでしょうか？

A 日英の両国で相続税の申告をするとの理解です。税金の事は弊所は税理士事務所では有りませんのでアドバイス出来ませんが、日英の両国で相続の申告をして、両国で相続税が課せられましたら、外国税額控除（Foreign Tax Credit Relief）と言う制度もあります。詳細は税理士にご相談下さい。

（高嶋のコメント）

まずは、Aさんは税務上の居住国が英国か日本かに拠ります。Aさんは日本の居住者でしたら、Aさんが死亡した場合は、全世界の資産が日本の相続税の対象となります。Aさんは、英国が税務上の居住国でしたら、日本の相続税は原則は日本に有る相続資産のみが対象ですが、日本には国際相続の10年ルールがあり、相続人・被相続人のどちらか一方が過去10年間に日本の居住者で有った場合は、海外の相続資産も日本の相続税の対象と成ります。Aさんが英国の税務上の居住者でしたら、その場合も全世界の相続資産が英国相続税の対象となります。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

## 104) Aさんの終活関連 Q&A

Q 英国の Domicile について、私共の場合はどうなのか、良く理解出来ていないので、お教え下さい。

A Aさんは英国 Domicile と見做されます。日本は戸籍があればDomicileと見做されて英国の税金を支払わなければならないと聞いています。日本の税理士にご確認ください。

(高嶋のコメント)

Aさんご夫妻は英国に過去20年で15年以上居住しておられ、過去3年以内に英国定住の為の住居も有りますので、UK Domicileと見做されると思われます。そして、英国で相続が発生して配偶者がその相続資産を全額相続する場合は全額非課税です。一方、日本には税法上 Domicile と言う概念は有りません。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

## 104) Aさんの終活関連 Q&A

Q 私を英国 Domicile と見做す決定的な事由は何でしょうか？

A 下記のガンダンスをご参照ください。

<https://www.gov.uk/guidance/deemed-domicile-rules>

(高嶋のコメント)

Aさんご夫妻は両者とも日本国籍では有りますが、過去20年間で15年以上英国に居住しておられ、又は過去3年以内に英国定住の為の住居も有りますので、UK Domicileと見做されるのは確かだと思えます。万が一、Aさんも配偶者もUK Domicileと見做されなくとも、その場合も相続資産を全額生存配偶者が相続する場合は英国相続税は全額非課税となりますので、Aさんご夫妻が英国のDomicileと見做されるか否かは英国相続税上は余り関係無く、ご心配は不要だと思われれます。

## 104) Aさんの終活関連 Q&A

Q そして相続の際は、誰が英国Domicile か否かを判定するのでしょうか？ HMRCが私どもの経歴を調べるのでしょうか？

A 下記の用紙をHMRCに提出して判断されます。

<https://assets.publishing.service.gov.uk/media/60d08998e90e074394ec5a44/IHT401-05-20.pdf>

## 104) Aさんの終活関連 Q&A

Q 英国 Domicile となっても、その後に日本に本帰国すると、そこで英国 Domicile は終了するのでしょうか、やはり継続するのでしょうか？

A お目にかかった時に詳しくご説明しますが、こういう決まりと言うものが無く、ケースバイケースです。外見上は英国 Domicile と見做された日本人が、本人が事情を良く説明して、日本 Domicile 認定に変わった事例も有ります。本人がどう考えているのが、決定に影響する様です。

(高嶋のコメント)

そもそも英国 Domicile と見做される条件は、過去20年間で15年以上英国に居住しているか、又は過去3年以内に英国に定住用の住居を有しており、これからも英国に永住する意思が有る人ですので、日本に本帰国されたらその時点で英国の税務上の居住者でも英国 Domicile とも見做され得ないと思われれます。

## 104) Aさんの終活関連 Q&A

Q 日本でも遺言書を作り、相続について英国の遺言書と同じ内容で作成しようと思いますが、どうでしょうか？

A これも、お目にかかった時に詳しくご説明しますが、英国の遺言書を日本の日本の銀行に見せて、これを尊重してくれるのかを聞けば良いかと思います。又、私自身は、日本にいる高齢の母親の銀行と話をし、口座の管理を自分が代行出来る様にしてもらいました。

(高嶋のコメント)

必ずしも、日本の相続手続きの関係者が英国の遺言書の法的有効性を確認出来る訳では有りませんので、英文と日本語で同じ内容の遺言書を作成されるのは、賢明な考えだと思います。その際、英国と日本では遺言書の法的有効性の条件に違いが有りますので、ご注意下さい。詳しくは[こちら](#)をご参照下さい。

## 104) Aさんの終活関連 Q&A

### 纏め

国際相続、即ち相続資産が国内と海外の両方に有ったり、相続人と被相続人が違う国に居住している場合、それらの両国の相続資産に対してどちらの国で何時までに相続人が相続執行人のどちらに申告義務が有るか、相続非課税枠や配偶者控除も異なったりして、大変複雑です。

更に、日本と英国は両国での二重課税を防止する租税条約を締結しており、諸々の所得についてどちらの国で申告・納税するか、両国で課税となる場合は、外国税額控除（Foreign Tax Credit Relief）と言う制度もあります。（詳しくは[こちら](#)をご参照下さい。）

従いまして、英国と日本の国際相続についてはそれらの両国の相続税の仕組みを良く精通している国際相続の専門家に相談される事をお薦めします。